

様式第 2 号(第 9 条関係)

会 議 録

会議名称	令和 3 年度 第 4 回 大空町廃棄物減量等推進審議会	
開催日時	令和 3 年 1 1 月 1 9 日(金)	午後 5 時 5 5 分から 午後 7 時 0 2 分まで
開催場所	大空町役場 1 階 1 号会議室	
出席者の氏名	坂本一光 会長、原本光枝 副会長 藤本京一 委員、山本幸一 委員、岩原繁 委員、 菅野宏治委員、河西美香 委員、田中優子 委員、 石川直美 委員、近藤慶子 委員、嶋崎武 委員 事務局：住民課 星加課長、佐藤主幹、阿部主査 住民福祉課 下元主幹	
傍聴者の数	なし	
会議資料の名称	令和 3 年度 第 4 回 大空町廃棄物減量等推進審議会議案 資料：答申書内容案、スケジュール案	
審議内容及び結果	<p>【審議内容】</p> <p>(1) ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定に係る答申案について</p> <p>(2) その他</p> <p>【審議結果】</p> <p>(1) ごみ収集運搬手数料及びごみ処分手数料の改定に係る答申案について</p> <p>①改定方法について次のとおり意見する。</p>	

・改定すべきと答申する指定ごみ袋料金及び事業系ごみ処理券について、2回に分けて改定する。

・改定の時期及び金額は、次の通りとする。

1回目：令和5年4月1日

・指定ごみ袋1リットル当たり1円増額（1リットル当たり3円）

・事業系ごみ処理券1個につき30円増額（1個につき80円）

2回目：令和7年4月1日

・指定ごみ袋1リットル当たり1円増額（1リットル当たり4円）

・事業系ごみ処理券1個につき20円増額（1個につき100円）

②答申の方法

町長に本審議会に出席いただき審議会の中で答申する。

(2) その他

今回の手数料改定の審議が終了後も、廃棄物処理に係る現況報告やその他関連した課題の意見を伺う機会として、毎年数回審議会を開催する。

廃棄物処理施設の実態を把握するため、他市町村の施設見学も検討する。

< 審議会顛末 >

1 開 会

2 議 事

(1) ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定に係る答申案について

〔事務局〕（資料説明）

〔会長〕まず、答申書に段階的な手数料値上げについて記載したいとのことであったが、そのことについて意見はあるか。

（各委員 異議無し）

〔会長〕改定すべきと意見した額の半額程度で2回に分けてということについてはどうか。

（各委員 異議無し）

〔会長〕それでは、段階的な値上げについて答申に加えることとする。

次に、スケジュール案について、住民への周知・説明の期間や事務的な準備期間も考慮し、改定の実施時期について意見を伺いたい。前回までの審議会の中では、十分な説明後に実施するように、ということで実施時期については明示しないこととしていた。

例えば、令和4年10月からの改定だと、これからの事務的な作業がかなりタイトなスケジュールになることが想定される。可能なのか。

〔事務局〕可能ではあるが、スケジュール的にタイトになる。

〔会長〕廃棄物の広域処理や新規の施設整備の検討もあると聞いているが、影響はあるのか。

〔事務局〕今回の諮問では、廃棄物の広域処理や新規施設整備による影響は、考慮しないこととしている。

〔会長〕それでは、スケジュール案の⑤、⑦（1回目 令和5年4月、2回目 令和6年4月または令和7年4月）の案あたりだと思うが、皆さんの意見はどうか。

〔副会長〕答申では、このスケジュール案の時期を目指すという書き方になるのか。

〔事務局〕 このスケジュールでの改定が審議会の意見であるとの記載になる。

〔委員〕 本来であれば、目標の改定額に早期に到達させることが必要だと思うが、周知・説明のことや激変緩和のことを考えると、⑦の案が良いと思う。

〔委員〕 いきなり指定ごみ袋が倍額になるのだとしたら、今まで900円だったのが1,800円になる。それであれば今10枚入り1袋で販売されているが、10枚をなかなか使いきれない種類の袋もあるため、バラ売りや5袋入りなど、もう少し小分けして販売し、手出しを少なく購入できる方法も考えて欲しいと思ったが、このように1段階置くのであれば急な手出しの増も和らぐのではないかと思う。

〔事務局〕 小分けの販売方法については、検討したい。

〔会長〕 それでは⑦の案、1回目は、「令和5年4月から指定ごみ袋を一律1リットル当たり1円増額し3円に、事業系ごみ処理券1個につき30円増額し80円にする。」2回目は「令和7年4月から更に指定ごみ袋を一律1リットル当たり1円増額し4円に、事業系ごみ処理券1個につき20円増額し100円にする。」ということで、審議会の意見として良いか。

（各委員 異議なし）

〔事務局〕 このことを踏まえ、答申書案を作成し、まず皆さんに郵送する。内容を確認いただきたい。

〔会長〕 その案を元に、再度審議会を開くかどうかであるが。

〔委員〕 修正の内容によっては、会長に一任でも

良いと思う。

〔会長〕 それでは、修正が無い場合や軽微な場合は、再度審議会は開かずに答申書を作成することとして良いか。

(各委員 異議なし)

〔会長〕 次に答申方法であるが、諮問を受ける際は、審議会に町長に出席いただき諮問を受けた。答申の際にも出席いただき答申書を渡すか、審議会の中でなく会長が代表して渡すかということであるがどのようにするか。

〔委員〕 審議会の中で渡す方が良いのではないか。

〔副会長〕 他の審議会でも審議会の中で答申していたように思う。

〔会長〕 それでは、審議会を開催し、その中で町長に答申することとする。

(2) その他

〔事務局〕 今回の手数料改定の審議が終了後も、廃棄物処理に係る現況報告やその他関連した課題の意見を伺う機会として、毎年1回ないし2回程度この審議会を開催したいと考えている。

近隣市町の施設見学なども行うことも考えたい。他市町の施設の状況や本町の施設の状況も知ってもらい、各委員からも廃棄物に関連した情報を町民の方へ広めていただければ良いと考えている。

また、委員各位にあっては、各団体からの推薦となっている。役員変更となった場合などは、引き継ぎをお願いしたい。

〔会長〕 手数料の審議終了後も、毎年開催したいとのことだが、そのようなことで良いか。引

き継ぎについてもお願いしたい。

(各委員 異議なし)

[会長] 以上で令和3年度第4回の廃棄物減量等
推進審議会を閉じる。

【以上、午後7時02分 閉会】